

(所得制限について)

請求者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得（課税台帳で確認します。）が下表の額以上ある場合は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部又は全部が停止になります。

※平成30年10月以降は、11月から翌年の10月までとなります。

■所得制限限度額表（平成30年8月～）

扶養 親族等の数	所 得 額		
	○請求者（本人）		●扶養義務者 ●配偶者 ●孤児等の養育者
	全額支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算

